省　令

○外務省令第十六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十四号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項及び第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十三条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「書類」の下に「（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）」を加える。

一　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第十項第三号、第三十一条の四第二項第三号、第四十四条第二項第六号、第四十七条の二第二項第四号及び第五十条の二第二項第五号

二　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第三十一条第二項第六号、第三十三条の二第二項第四号及び第三十五条の二第二項第五号

三　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）附則第二十三条第二項第二号

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第一条第二項第五号

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十三号

天皇皇后両陛下は、大分県において開催される太陽の家創立五十周年記念式典に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十月三日から同月四日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十七年九月二十四日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第四百九十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年十月十日から効力を生ずる。

平成二十七年九月二十四日

法務大臣　上川　陽子

北海道広尾郡広尾町長

○外務省告示第三百二十五号

平成二十七年九月八日にアビジャンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアフリカ開発銀行との間に行われた。

平成二十七年九月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千五年七月にグレンイーグルズにおいて開催された主要八箇国（Ｇ８）首脳会議その他の会合の際に日本国政府及びアフリカ開発銀行によって表明された共同イニシアティブであるアフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブに関し、このイニシアティブに言及されたアフリカにおける民間セクターの開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とアフリカ開発銀行の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百五十八億八千万円（三五、八八〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(Ⅵ)（以下「融資計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、アフリカ開発銀行に供与されることになる。

2　(1)　借款は、アフリカ開発銀行とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが融資計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、日本国政府及びアフリカ開発銀行の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、融資計画に基づきアフリカ開発銀行が最終借入人に対して行う融資又はアフリカ開発銀行が他の主体に対して行う出資に充てるために使用に供される。

4　アフリカ開発銀行は、借款の資金が適正に、かつ、専ら融資計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　アフリカ開発銀行は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　融資計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　融資計画に関する必要なその他の情報

6　日本国政府及びアフリカ開発銀行は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認される貴下の返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意が貴下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴下に向かって敬意を表します。

二千十五年九月八日にアビジャンで

コートジボワール共和国駐在

日本国特命全権大使　川村裕

アフリカ開発銀行総裁

アキンウミ・Ａ・アデシナ殿

（アフリカ開発銀行側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本職は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本職は、更に、前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年九月八日にアビジャンで

アフリカ開発銀行総裁

アキンウミ・Ａ・アデシナ

コートジボワール共和国駐在

日本国特命全権大使　川村裕閣下

○外務省告示第三百二十六号

バルバドス政府及びドミニカ国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、それぞれ、平成二十七年五月二十日及び平成二十七年五月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年八月十八日にバルバドス国について、また、平成二十七年八月十九日にドミニカ国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十七年五月二十日付け及び同年五月二十一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年九月二十四日

外務大臣　岸田　文雄